

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成28年1月27日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

青田和憲，飯田伸二，清田透，佐藤敬子，住田 環，秦野恵子，村上正敏，世森亮次（五十音順，敬称略）

4 議事内容

【テーマ】家事事件手続法施行後の家事調停事件の現状について

(1) 家事事件手続法施行後の家事調停事件の現状についての説明

(2) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

◇ テレビ会議を利用し始めたとの説明だったが，以前はどうしていたのか。

● テレビ会議，電話会議は，そもそも制度がなかったため，遠隔地からも来ていただいていた。当事者の方には相当な負担があったと思う。

ところで，従前の家事調停のよくないところとして指摘されていたのは，慰謝料や解決金などで，足して2で割るような調整を行っていたのではないかと，という点である。しかし，家事事件手続法の下では，慰謝料を請求するなら何を根拠に請求するのか，なぜこのように財産を分けるのか，離婚なら何が理由で離婚を求めているのか，破たん理由は何か，今後一緒にいられない理由は何か，という主張を相手に理解してもらった上で当事者に決断してもらうということを明確に行っており，調停の運営の仕方が大きく変わった。

また，従前は，一方が提出した資料を相手に全て見せていたわけではなかったが，家事事件手続法では，相手が提出した書類を見ることができる権利が保障された。この証拠があるから相手はこの主張になる，それならば自分

はどう判断するのか、といったことを考えられるようになった。

◇ 足して2で割るのではなく、納得すればゼロになることもありうるということは分かったが、話し合いがうまくいかずにもつれることも多いのではないか。

● 家裁の調停は全件が成立するわけではない。離婚調停であれば半分程度は成立、半分程度は成立せずに終了する。どうしても譲れないと主張している場合、提示されている客観的な証拠や事情をふまえて、裁判所からある程度の譲歩を求めることはあるが、調停はあくまで当事者が最終決断するものであり、話し合いで合意ができなかったときは、人事訴訟や審判手続で裁判所が判断することになる。

ただ、最終的に裁判所の判断になってしまっても、調停の中で相手の言い分を聞いて、自分も反論をした上で裁判所に判断してもらおう場合と、相手からどんな資料が提出されているのか分からずに裁判所に判断された場合とでは、納得感に差があるのではないかと感じている。納得感は数字で見ることができないが、調停が不成立となる場合でも納得感を高めていくことが法律の趣旨であると思っている。

◇ 家事調停での弁護士との関与状況はどうか。

◆ 家事調停は身近な紛争なので、弁護士をつけなくても手続に困らないように裁判所側で配慮している。弁護士をつけるかどうかは当事者が判断することだが、実態としては、弁護士をつける当事者がどんどん増えている。昔は家事調停で弁護士をつけている人は少なかったが、最近では、3、4割の方が弁護士をつけているように思う。権利主張の部分は、弁護士からサポートしてもらえるが、感情的な部分は、そうでもないことも多い。

□ 言いたいことを相手にうまく伝えられるかどうかを考えた上で、弁護士をつける人が増えているということか。

● 調停委員は人から話を聞くのがうまい人を選任しており、そういう訓練も

受けている。話が苦手だから弁護士をつけないと不安になるというような調停運営はしていない。当庁では、1回の調停で午前なら2時間半くらい、午後なら3時間くらいの時間をかけてじっくり話を聞いている。

◇ 弁護士の関与が増えることにより、調停が民事訴訟みたいになっているのではないかという気がする。当事者の意識が欧米化しているのかもしれない。

◇ 調停の可視化については、ポイントが分かりやすくなり、お互いが納得して話が進むと思った。

□ 子の意向の尊重等において、子の年齢や発達段階による違いなど、現状を教えてもらいたい。

● 子の意思の把握は、子どもの気持ちを当事者に準じて大切にしていきたいと思いますという話である。小さな子どもから中高生までいろいろな子どもがいるが、段階に合わせた対応が必要となっている。

例えば、中高生の場合、自分の意思を明確に持って直接調査官と話をし、それを調査官が報告書にまとめて当事者双方に見せている。小さい子どもの場合、こっちの親とどうしたいとか、仲直りしてほしいと話せる場合もあるが、かなり年齢が下がるとイメージくらいしか表現できない場合もある。そのような場合は、子どもの意向や心情を聞くだけでは足りず、実際に誰がどんな監護をしてきたのか、どういう人がどんな監護をするのがいいのかということ調べることも重要になってくる。調査官は、少しでも子どもの利益に叶ったような解決をしてもらえれば、当事者（お父さん、お母さん）の満足につながると考え、そのような調査活動を行っている。

◇ 子どもの意向が途中で変わることもあるだろうし、子どもの意向と利益は一致しない場合もあるのではないか。親に気をつかって真意と違うことを話すこともあるだろう。その点について、子に関するチェックシートがどのようなものかを詳しく聞きたい。

● 子に関するチェックシートは調停委員が記入するものである。手続の中で

子どもの気持ちを意識的に押し量って調停を進めるため、このシートによって子どもの気持ちを明らかにしている。調停委員は基本的に直接子どもに会ったり、意向を聞いたりしないため、親から聞いて状況把握をすることになるが、調停を進めていく中で、子どもに会って内容を確認した方がよいと思われる場合は、調査官調査を実施し、調査官が子どもに会いに行くことになる。

□ 子どもとの面会交流に関するDVDや、子に関するチェックシートの具体的な使い方はどのようにしているのか。

● DVDは、面会交流の方法を理解するためのもので、DVDを当事者に見てもらった場合はシートにチェックを入れ、また、子どもの状況をお父さんやお母さんから聴取した段階で該当項目にチェックしている。例えば、不登校の子どもがいるとか、一方の親が虐待的なことをしていることなど、子の監護や心身適応の状況に問題があることが判明したら、チェックを入れて、調査官調査へ結びつけている。

◇ 心理テストのような専門的なシートを想像していたが、分かりやすいシートだと思った。

□ 法改正され、いろんな面でスムーズになったことを説明してもらったが、他に感想などないか。

◆ 家事紛争は感情が激化するものが多く、扱うのが難しいと感じた。足して2で割る調停から、当事者に納得感のある調停へ向けて裁判所が積極的かつきめ細やかに関与されていると思った。若干心配なのは、事件数の増減も関係するが、マンパワーは大丈夫なのか。調停委員の確保、育成の点も含めてどうか。

● 調停委員の人数に関しては、平成27年10月1日現在で大分家裁全体で200人、うち本庁は64人である。任命については、家事調停委員になるには、弁護士となる資格を有する者、家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活上で豊富な知識経験を有する者であって、人格

見識の高い、原則として40歳以上70歳未満であることが要件とされている。家庭裁判所は、各界から推薦のあった者や申出された者の中から、家事調停委員としてふさわしい人を候補者として選定し、最高裁判所が家事調停委員に任命する。

事件数については、平成26年の統計で大分家裁全体の調停事件は1388件で、そのうち本庁は868件である。事件を処理するマンパワーについては、限られた人数ではあるが工夫しながら一生懸命やっているところである。

- ◆ 事件数は徐々に増え続けている傾向にある。マンパワーについては、仕組づくりを考えることによって乗り切っている。

例えば、子に関するチェックシートは調査官による子どもの調査をするかしないかを振り分けるためのツールでもある。このツールを利用することによって、必要な時に必要なタイミングで調査官を関わらせることができる。裁判官のマンパワーには限りがあるが、調停委員が必要な話を十分聞いて、内容を整理し、詰めが出来ていれば、裁判官が当事者の話を一から聞かなくても法的な議論をすることができる。また、調停室に設置したホワイトボードを使うと、法的に重要な争点の状況が瞬時に分かる。そのような工夫により事件の増加に対応してきた。

- ◇ 民事調停でも法的解決に向けての研修を行っている。情報社会の発展に伴って、国民は法的解決を求める方向にあるのか。

- 現在、民事事件は減少傾向、家事事件は増加傾向にあるが、特に家事分野はインターネットでの情報が広く流布しており、離婚、養育費について検索すると、正確なものからそうではないものまで、いろんな情報が出てくる。そのような中で当事者としては、情報に接すれば接するほど自分を守ろうとする行動に出ることはある意味必然で、ある程度の法的な紛争解決、法的な判断を求める傾向があるのではないかと思われる。

家事審判法時代と比べて、家事紛争の本質自体が変わっているところもあれば、変わっていないところもある。全てを法的な判断で解決するようなものになったわけでもない。家庭に関する紛争は話合いで解決できるのが望ましいという点は変わっていないと思うし、裁判所としては、当事者にも勝ち負けではないことを理解してもらおうよう努めている。調停では、「夫婦は別れてもお父さん、お母さんであることは変わらない。そのことを踏まえて、これからどうしていくんですか？」と尋ねている。家事調停で権利意識、権利主張が強くなったとしても、法的判断だけではない部分が本質的にあるのではないかと思っている。

- 従来は法的な側面が弱すぎた面があり、それをもう少しはっきりさせたいという意識が強くなってきたと思われる。ただ、法的判断のみに傾けばいいという話でもなく、両者のバランスを取っていく必要があると考えている。

□ 他に意見はないか。

◇ 調停室には観葉植物や絵画を置いているようだが、やや殺風景に感じた。もっと工夫できるのではないか。

□ 以前カウンセリングの仕事をしていたが、必須アイテムは絵画、観葉植物とティッシュペーパーだった。部屋の装飾としては、あまりきらびやかにするわけにもいかないのではないかと思われる。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成28年7月6日（水）午後3時から

(2) テーマ

家庭裁判所を利用しやすくするための方策について

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室